

2026（令和8）年度支部事業計画（案）について



全国健康保険協会 和歌山支部
協会けんぽ

和歌山支部 事業計画新旧対照表

令和8年度（案）	令和7年度
<p>1. 基盤的保険者機能の盤石化</p> <p>(1) 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な視点による健全な財政運営に資するよう、支部評議会で丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・今後、先行きが不透明な協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。 ・医療費適正化等の努力を行うとともに、都道府県等の会議等において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営を行う観点から積極的に意見発信を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約4,000万人の加入者、約280万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。安定的かつ健全な財政運営は、協会におけるすべての活動（効率的な業務運営、保健事業の推進、医療費適正化、DX化など）の基盤であるとともに、その取組の成果を表す中核的なものであるため、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いている。しかしながら、保険料収入の将来の推移は予測し難く、保険給付費の継続的な増加や後期高齢者支援金の高止まりが見込まれるなど、先行きは不透明である。</p> <p>協会は、日本最大の医療保険者として、加入者4,000万人を擁する健康保険を運営する</p>	<p>1. 基盤的保険者機能の盤石化</p> <p>(1) 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な視点による健全な財政運営に資するよう、支部評議会で丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・今後、先行きが不透明な協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。 ・医療費適正化等の努力を行うとともに、都道府県等の会議等において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営を行う観点から積極的に意見発信を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約4,000万人の加入者、約260万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いているものの、経済の先行きは不透明であり、保険料収入の将来の推移は予測し難い一方、今後、団塊の世代が後期高齢者になることにより後期高齢者支援金の急増が見込まれること、協会けんぽ加入者の平均年齢上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見</p>

公的な使命を担っている。大きな経済変動などにより不測の事態が生じたとしても安定した運営を維持し、被用者保険の受け皿としての役割を果たすことが求められる。このため、協会が保険料率を決定するにあたっては、中長期的に安定した財政運営を実現するため、その時々の社会・経済情勢、医療保険全体に与える影響など様々な要素を総合的に考慮した上で、慎重に判断する必要があり、困難度が高い。併せて、決定にあたっては、運営委員会、47の支部評議会での十分な議論を通じて数多くの関係者の理解を得るなど、丁寧なプロセスを経る必要があるため、困難度が高い。

（2）業務改革の実践と業務品質の向上

①業務処理体制の強化と意識改革の徹底

- ・健康保険証とマイナンバーの一体化及び電子申請等の導入を踏まえた事務処理体制を構築する。
- ・業務量の多寡や優先度に対応するため、すべての職員の多能化を進め、事務処理体制を強化することで生産性の向上を図る。
- ・業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するため、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理を徹底するとともに、職場討議を介し職員の意識改革を促進する。
- ・自動審査状況等を分析し、事務処理の効率化を図る。

込まれること等、今後も協会けんぽの財政負担が増加する要因が見込まれ、引き続き協会けんぽの財政は先行きが不透明な状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会及び支部評議会で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。

（2）業務改革の実践と業務品質の向上

①業務処理体制の強化と意識改革の徹底

- ・健康保険証とマイナンバーの一体化及び電子申請等の導入に即した事務処理体制を構築する。
- ・業務量の多寡や優先度に対応するため、すべての職員の多能化を進め、事務処理体制を強化することで生産性の向上を図る。
- ・業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するため、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理を徹底するとともに、職員の意識改革を促進する。
- ・自動審査状況等を分析し、事務処理の効率化を図る。

【困難度：高】

業務量の多寡や優先度に対応する最適な体制により事務処理を実施するためには、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、職員の多能化と意識改革の促進が不可欠である。このような業務の変革を全職員に浸透・定着させるため、ステップを踏みながら進めており、業務改革の取組みが一定程度浸透しているところであるが、健康保険証とマイナンバーの一体化にかかる経過措置など制度改正への対応や、電子申請による業務システム刷新等新たな事業と並行して業務改革を推進することは、困難度が高い。

②サービス水準の向上

- ・すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。
また、平均所要日数7日以内を維持する。
- ・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、**電子申請**を促進する。**電子申請の促進**に向けて、特に、**健康保険委員及び社会保険労務士会等に積極的な働きかけを行う。**
- ・受電体制の強化及び研修の実施による相談業務の標準化や質の向上を推進し、加入者や事業主からの相談・照会について的確に対応する。
- ・コールセンターの対応や記入の手引きの多言語化などの国際化に対応し、加入者等の利便性の向上を図る。
- ・「お客様満足度調査」や「お客様の声」の活用により業務の課題を**精査し業務に反映させること**で、更なる加入者サービスの向上に取り組む。

②サービス水準の向上

- ・すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。
- ・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、**郵送による申請**を促進する。**また、2026（令和8）年1月に電子申請を導入する。**
- ・受電体制の強化及び研修の実施による相談業務の標準化や質の向上を推進し、加入者や事業主からの相談・照会について的確に対応する。
- ・コールセンターの対応や記入の手引きの多言語化などの国際化に対応し、加入者等の利便性の向上を図る。
- ・「お客様満足度調査」や「お客様の声」の活用により業務の課題を**洗い出し改善を図ること**で、更なる加入者サービスの向上に取り組む。

【困難度：高】

現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードを設定し 100%達成に努めている。現金給付の申請件数が年々増加しているなか、2023（令和5）年1月のシステム刷新による自動審査の効果や全支部の努力により平均所要日数7日以内を実現しており、今後も事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等によりこの水準を維持していく必要がある。また、加入者・事業主の更なる利便性の向上を図ることで、窓口来訪者の負担を軽減する。そのためには、使いやすい電子申請システムの構築や加入者への電子申請の普及に努めなければならず、困難度が高い。

- KPI : 1) サービススタンダードの達成状況を100%とする
- 2) サービススタンダードの平均所要日数7日以内を維持する。
- 3) 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする。

③現金給付等の適正化の推進

- ・業務マニュアルに基づき、日本年金機構との情報連携やマイナンバー情報照会等を確実に行い、傷病手当金と障害年金等との適切な調整を実施する。
- ・現金給付の支給決定データ等の分析や加入者等からの情報提供により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認する。また、保険給付適正化プロジェクトチームにおいて内容を精査し、必要に応じ事業主への立入検査を実施するなど、厳正に対応する。
- ・海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。
- ・柔道整復施術療養費について、データ分析ツールを活用し多部位かつ頻回及び負傷と治癒等を繰り返す申請を抽出し、加入者への文書照会などの強化や面接確認委員会を実施する。また、不正が疑われる施術者は、関係団体との連携を強化し取り組むとともに、地方厚生局へ情報提供を行う。
- ・あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ文書により施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。
- ・被扶養者資格の再確認について、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への電話、文書での勧奨を強化し、被扶養者資格確認リストを確実に回収する。

- KPI : 1) サービススタンダードの達成状況を100%とする
- 2) サービススタンダードの平均所要日数7日以内を維持する。
- 3) 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする。

③現金給付等の適正化の推進

- ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について、業務マニュアルにもとづき、年金機構との情報連携やマイナンバー情報照会等を確実に行う。
- ・現金給付の支給決定データ等の分析や加入者等からの情報提供により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認するとともに、保険給付適正化プロジェクトチームにおいて内容を精査し、事業主への立入検査を実施するなど、厳正に対応する。
- ・海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。
- ・柔道整復施術療養費について、データ分析ツールを活用し多部位かつ頻回及び負傷と治癒等を繰り返す申請を抽出し、加入者への文書照会などの強化や面接確認委員会を実施し、重点的に審査を行う。また、不正が疑われる施術者については地方厚生局へ情報提供を行う。
- ・あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ文書により施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。
- ・被扶養者資格の再確認について、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への電話、文書での勧奨を強化し、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。

- これらの現金給付等の適正化を推進するため、標準化した業務プロセスによる事務処理を徹底するとともに、審査・確認業務の正確性と迅速性を高める。また、適用徴収及び年金給付等の知識の向上を図る。

④レセプト内容点検の精度向上

- 「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、システムを最大限に活用した点検を実施する。また、毎月、自動点検マスタを精緻に更新するとともに、他支部マスタを参考にしたメンテナンスを行うなど、効果的かつ効率的な点検を実施する。
- 社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等を共有し、点検員のスキルアップを図るとともに、高点数レセプトの点検を強化する等、内容点検効果の高いレセプトを優先的かつ重点的に点検する。
- 社会保険診療報酬支払基金に対して、再審査請求理由を明確に示すことに努めるとともに、毎月の協議の場において、協会の知見をフィードバックする。なお、社会保険診療報酬支払基金との協議事項の選定については、点検員全員で検討を行う。
- 支部内勉強会や近隣支部との合同勉強会、外部講師による研修等を通じて点検員のスキルアップを図り、内容点検の査定率の向上を目指す。なお、外部講師による研修は、診療報酬改定に伴う査定事例の学習に有益になるよう、適切な時期を検討のうえ実施する。
- 資格点検、外傷点検について、システムを最大限に活用し、効果的かつ効率的な点検を実施する。

【困難度：高】

一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICTを活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）に基づく知見も年々積み重ねられていく。

- これらの現金給付等の適正化を推進するため、標準化した業務プロセスによる事務処理を徹底するとともに、審査・確認業務の正確性と迅速性を高める。

④レセプト内容点検の精度向上

- 「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、効果的かつ効率的な点検を推進する。
- 自動点検マスタについて、効果の低くなった項目削除など毎月更新することにより、システムを活用した効率的な点検を実施する。
- 社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等を共有するとともに、高点数レセプトの点検を強化する等、内容点検効果の高いレセプトを優先的かつ重点的に審査する。
- 社会保険診療報酬支払基金に対して、再審査請求理由を明確に示すことに努めるとともに、毎月の協議の場において、協会の知見をフィードバックする。
- 支部内勉強会や近隣支部との合同勉強会、外部講師による研修等を通じて点検員のスキルを向上させ、内容点検効果額の向上を図る。
- システム改善により自動化された資格点検を着実かつ確実に実施する。
- 外傷点検については、負傷原因照会や事業主等に対する照会を通じて、業務上や通勤災害及び第三者行為に該当するレセプトを的確に把握することにより債権回収の強化を図る。

【困難度：高】

一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICTを活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）に基づく知見も年々積み重ねられていく。

また、協会の査定率は、システムの精度や点検員のスキル向上により、既に非常に高い水準に達していることから、KPI を達成することは、困難度が高い。

- KPI : 1) 協会のレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする
(※) 査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額
÷ 協会の医療費総額
- 2) 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする

⑤債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化

- ・「債権管理・回収計画」を策定・実践し、確実な回収に努める。
- ・発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、早期回収に向けた取組を着実に実施する。
- ・早期回収に努めるため、保険者間調整を積極的に活用するとともに未納者に対しては、早期の段階から弁護士等と連携した催告及び法的手続きを実施する。
- ・オンライン資格確認を有効に活用させるため、事業主からの加入者の資格関係の早期かつ適正な届出について、日本年金機構と連携し、周知広報を実施する。

一方、協会の査定率は、システムの精度や点検員のスキル向上により、既に非常に高い水準に達していることから、KPI を達成することは、困難度が高い。

- KPI : 1) 協会のレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする
(※) 査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額
÷ 協会の医療費総額
- 2) 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする

⑤債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化

- ・発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づき、早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施する。
- ・保険者間調整を積極的に活用するとともに、弁護士と連携した効果的な催告及び法的手続きを厳格に実施し、債権回収率の向上を図る。
- ・オンライン資格確認による無資格受診の発生抑止効果をより向上させるため、事業所からの早期の届出について、日本年金機構と連携し周知広報を実施する。

【困難度：高】

返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、保険者間調整※1による債権回収が有効な手段であるところ、レセプト振替サービス※2の拡充により、保険者間調整による債権回収の減少が見込まれる。しかしながら、それ以上に、レセプト件数の増加に伴い、返納金債権の件数や金額が増加している中、KPI を達成することは、困難度が高い。

※1 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協

- KPI：返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする

（3）DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

i) マイナ保険証による保険診療の周知徹底

- ・医療DXの基盤であるマイナ保険証について、利用率等のデータ分析結果を踏まえてターゲッティングをしながら効果的に、加入者・事業主にマイナ保険証の制度の概要やメリットなどの広報を行う。
- ・「電子処方箋」については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加入者・事業主にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し周知する。
- ・マイナンバーが未登録の加入者に対して、事業主を通じた効果的なマイナンバー登録勧奨を実施し、未収録者の登録を進める。
- ・マイナンバーは登録されているが、協会保有の情報と住民基本台帳上の情報と一致しない加入者に対して効果的な本人照会を実施し正確なマイナンバーの収録を行う。

会と国民健康保険（資格が有効な保険者）とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある。

※2 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振り替える仕組み。

- KPI：返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする

（3）DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

i) オンライン資格確認等システムの周知徹底

- ・医療DXの基盤であるオンライン資格確認等システムについて、制度の概要やメリットを加入者・事業主に周知する。特に、2023（令和5）年1月より運用が開始された「電子処方箋」については、重複投薬の防止など、良質な効率的な医療の提供に繋がることから、加入者・事業主にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。
- ・マイナンバーが未登録の加入者に対して、事業主を通じた効果的なマイナンバー登録勧奨を実施する。
- ・マイナンバーは登録されているが、協会保有の情報と住民基本台帳上の情報と一致しない加入者に対して効果的な本人照会を実施する。

ii) マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応

- ・2025（令和7）年12月1日に従来の健康保険証が使用可能な経過措置期間が終了することに伴い、より一層のマイナ保険証の利用を推進とともに、制度に係る広報や資格確認書・資格情報のお知らせ等を遅延なく、円滑な発行等に取り組む。

特に、経過措置が終了しても、全ての加入者が適切な保険診療を効率的

	<p>かつ支障なく受けられるよう、マイナ保険証利用の登録をしていない加入者に対して、経過措置期間終了前に資格確認書を発行する。</p> <p>ii) 電子申請等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 加入者の利便性の向上や負担軽減の観点から、2026（令和8）年1月にスタートした電子申請について、利用率向上のため加入者・事業主及び関係団体等に対して積極的な広報を行う。特に、健康保険委員及び社会保険労務士会については、利用率向上に大きく貢献することから、より一層の働きかけを強化する。 <p>iii) DX を活用した事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 被扶養者資格の再確認について、マイナンバーの活用により、確認対象者を絞り込むなど、効果的な方法を検討し実施する。 <p>【重要度：高】</p> <p>マイナ保険証は、過去の診療情報や薬剤情報、特定健診結果などが医師・薬剤師において把握できるなどより良い医療につながるとともに、医療従事者の負担軽減にも貢献できる医療DXの基礎となるものであり、加入者にそうしたメリットを伝えてマイナ保険証の利用を促進していくことは保険者として力を入れて取り組む必要がある。また、電子申請については、加入者の利便性向上や申請書の誤記入の減少など業務効率化に大きく寄与するものであり、利用を促していくことは重要度が高い。加えて、けんぽアプリについては、段階的な機能充実を着実に進めていくことで、加入者4,000万人一人ひとりに直接届くサービスや情報提供につながるため、重要度が高い。</p> <p>かつ支障なく受けられるよう、マイナ保険証利用の登録をしていない加入者に対して、経過措置期間終了前に資格確認書を発行する。</p> <p>iii) 電子申請等の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 2026（令和8）年1月の電子申請等の導入に向けて、加入者や事業主が正確な知識のもと安心して利用できるよう、事業主・加入者に対して幅広く広報を行う。 <p>IV) DX を活用した事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 被扶養者資格の再確認について、マイナンバーを活用し、確認対象者を絞り込むなど、効果的な方法を検討し実施する。 <p>【重要度：高】</p> <p>2025（令和7）年12月1日に従来の健康保険証が使用可能な経過措置期間が満了するところから、マイナ保険証の利用促進を進めつつ、円滑に資格確認書を発行し、安心して医療機関等へ受診できる環境を整備しなければならない。また、デジタル・ガバメント実行計画により令和7年度末までの電子申請導入が求められていることから、システム構築と申請受付を確実に実行しなければならず、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>経過措置期間が終了し、健康保険証が使えなくなるという大きな変換期を迎ても、加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、新たに発生する資格確認書・資格情報のお知らせの発行等の業務を着実かつ円滑に行う必要がある。加えて、マイナ保険証利用推進は、保険者の取組のみならず、医療機関や薬局、国等の取組が必要であり、関係者が一体となって進めていく必要があることから、困難度が高い。</p>
--	---

2. 戰略的保険者機能の一層の發揮

(1) データ分析に基づく事業実施

- i) 医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上
 - ・医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、本部と支部において連携を強化し、医療費・健診データ等を活用して地域差等の分析を行う。
 - ・データ分析に基づく事業の実施等を推進するため、本部において開催される医療費・健診データ等分析用マニュアルを活用した分析方法の説明会や、統計分析研修を通じて、職員の分析能力の更なる向上を図る。
- ii) 調査分析の推進
 - ・レセプトデータや本部から提供される各種情報リストを活用し、医療費の地域差や健診結果リスク等について分析を実施し、課題を抽出する。
 - ・医療費等の分析結果について、ホームページや広報誌等により加入者や事業主へ情報提供を実施する。
 - ・支部のデータヘルス計画におけるデータ分析を行い、評価や計画修正を実施する。
- iii) 地域保険等と協働した事業（地域・職域連携）の推進
 - ・和歌山県国民健康保険団体連合会と協働してデータ分析を行う。職域保険である協会けんぽと地域保険である国民健康保険が協働して健康意識の啓発等を行うことにより、地域住民全体の健康度向上を目指す。

【重要度：高】

調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的

2. 戰略的保険者機能の一層の發揮

(1) データ分析に基づく事業実施

- i) 医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上
 - ・医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、本部と支部において連携を強化し、医療費・健診データ等を活用して地域差等の分析を行う。
 - ・データ分析に基づく事業の実施等を推進するため、本部において開催される医療費・健診データ等分析用マニュアルを活用した分析方法の説明会や、統計分析研修を通じて、職員の分析能力の更なる向上を図る。
- ii) 調査分析の推進
 - ・レセプトデータや本部から提供される各種情報リストを活用し、医療費の地域差や健診結果リスク等について分析を実施し、課題を抽出する。
 - ・医療費等の分析結果について、ホームページや広報誌等により加入者や事業主へ情報提供を実施する。
 - ・支部のデータヘルス計画におけるデータ分析を行い、評価や計画修正を実施する。
- iii) 地域保険等と協働した事業（地域・職域連携）の推進
 - ・和歌山県国民健康保険団体連合会と協働してデータ分析を行う。職域保険である協会けんぽと地域保険である国民健康保険が協働して健康意識の啓発等を行うことにより、地域住民全体の健康度向上を目指す。

【重要度：高】

調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的

に事業を実施する観点から重要度が高い。

(2) 健康づくり

① 保健事業の一層の推進

i) 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組
・「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし、策定された第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）についての取組を着実に実施する。その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いてPDCAサイクルを回し、取組の実効性を高める。

なお、6か年間計画である第3期保健事業実施計画の前半最後の年度であることから、終了時点（令和11年度末）で6年後に達成する目標（健康課題を踏まえた検査値等の改善目標）を確実に達成できるよう中間評価を行い、後半期（令和9～11年）の実行計画をより実効性の高い計画とする。

上位目標：人工腎臓（人工透析）新規透析導入者を年間30人未満とする。
[2033年度（令和15年度）：30人未満（目標）]

に事業を実施する観点から重要度が高い。

【困難度：高】

医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する知識が求められる。また、外部有識者の知見等について、協会の事業へ適切に反映させるためには、外部有識者と医療・保健等に関する専門的な議論も必要となることから困難度が高い。

(2) 健康づくり

① 保健事業の一層の推進

i) 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組
・「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし、策定された第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）についての取組を着実に実施する。その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いてPDCAサイクルを回し、取組の実効性を高める。

上位目標：人工腎臓（人工透析）新規透析導入者を年間30人未満とする。
[2033年度（令和15年度）：30人未満（目標）]

ii) 保健事業の充実・強化に向けた基盤整備

- ・支部において保健事業を担う専門職たる契約保健師の計画的かつ継続的な採用活動を実施する。
- ・保健師及び管理栄養士を中心とした人材の更なる資質向上を図るため、支部保健師に対して開催される本部主催の全国研修及びブロック単位による研修を受講させる。
- ・地方自治体や教育委員会等と連携しつつ、SDGs の視点も踏まえ、小学生等への健康教育に取り組む。

②特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

- ・20・25・30 歳の若年者への対象拡大に加え、人間ドック健診の創設を契機として、健診機関数の拡大や各健診機関における協会加入者の受け入れ拡大に向けた働きかけを促進する。
- ・生活習慣病予防健診について、事業所を通じた広報だけではなく、対象者個人へも直接広報することにより、実施率の向上を図る。
- ・事業者健診データの取得について、労働局等関係機関と連携を図りながら、事業所に対して、外部委託業者によるデータ取得勧奨を実施する。
- ・被扶養者の特定健診について、自治体との連携を推進し、がん検診との同日実施の拡大を図る。また、協会主催の集団健診については、ホテルや商業施設を会場にした日程の増加やオプション健診の内容を充実させることにより、実施率の向上を図る。

ii) 保健事業の充実・強化に向けた基盤整備

- ・支部において保健事業を担う専門職たる契約保健師の計画的かつ継続的な採用活動を実施する。
- ・保健師及び管理栄養士を中心とした人材の更なる資質向上を図るため、支部保健師に対して開催される本部主催の全国研修及びブロック単位による研修を受講させる。
- ・地方自治体や教育委員会等と連携しつつ、SDGs の視点も踏まえ、小学生等への健康教育に取り組む。

②特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

- ・生活習慣病予防健診について、事業所を通じた広報だけではなく、対象者個人へも直接広報することにより、実施率の向上を図る。
- ・事業者健診データの取得について、労働局等関係機関と連携を図りながら、事業所に対して、外部委託業者によるデータ取得勧奨を実施する。また、被扶養者がパートやアルバイト先等で受診している事業者健診データについても取得勧奨を実施する。
- ・電子カルテ情報提供サービスを活用した事業者健診データの取得を実施する。
- ・被扶養者の特定健診について、自治体との連携を推進し、がん検診との同日実施の拡大を図る。また、協会主催の集団健診については、ホテルや商業施設を会場にした日程の増加やオプション健診の内容を充実させることにより、実施率の向上を図る。
- ・県外に住所を有する和歌山支部加入者に対しても受診勧奨文書を送付し、

- ・ 健診体系の見直しとして令和 9 年度に実施する、被扶養者を対象とした生活習慣病予防健診及び人間ドック健診等について、円滑に実施できるよう準備を進める。

【重要度：高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029 年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

協会の加入事業所は、被保険者数 9 人以下の中小企業が 8 割を超えており、1 事業所当たりの特定健診対象者が少ないと加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

- 被保険者（40 歳以上）（実施対象者数：123,498 人）
 - ・ 生活習慣病予防健診 実施率 61.0%（実施見込者数：75,340 人）
 - ・ 事業者健診データ 取得率 15.1%（取得見込者数：18,650 人）
- 被扶養者（実施対象者数：32,999 人）

生活習慣病予防健診及び特定健診の実施率向上を図る。

- ・ 健診体系の見直しとして、令和 8 年度以降順次実施する、被保険者及び被扶養者を対象とした人間ドック健診等について円滑に実施できるよう準備を進める。

【重要度：高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029 年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

協会の加入事業所は、被保険者数 9 人以下の中小企業が 8 割を超えており、1 事業所当たりの特定健診対象者が少ないと加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

- 被保険者（40 歳以上）（実施対象者数：120,793 人）
 - ・ 生活習慣病予防健診 実施率 59.7%（実施見込者数：72,150 人）
 - ・ 事業者健診データ 取得率 15.1%（取得見込者数：18,250 人）
- 被扶養者（実施対象者数：33,578 人）

<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査 実施率 31.5% (実施見込者数 : 10,395 人) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査 実施率 28.5% (実施見込者数 : 9,570 人)
<ul style="list-style-type: none"> ■ KPI : 1) 生活習慣病予防健診実施率を 61.0%以上とする 2) 事業者健診データ取得率を 15.1%以上とする 3) 被扶養者の特定健診実施率を 31.5%以上とする 	<ul style="list-style-type: none"> ■ KPI : 1) 生活習慣病予防健診実施率を 59.7%以上とする 2) 事業者健診データ取得率を 15.1%以上とする 3) 被扶養者の特定健診実施率を 28.5%以上とする
<p>③特定保健指導実施率及び質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 特定保健指導実施率の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部委託の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して実施できるよう、健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。 ・ 人間ドック健診の創設をはじめとした健診体系の見直しを契機とし、特定保健指導実施率が高い健診機関における創意工夫を記載した事例集等を活用し、特定保健指導の一層の実施率向上や健診機関の拡大を図る。 ・ アウトソースを活用して、効率的な特定保健指導案内を行う。 ・ I C Tの活用や休日・夜間の保健指導利用等の体制を引き続き構築し、特定保健指導利用者の利便性の向上を図る。 ・ 「健診・保健指導カルテ」等の活用により、実施率への影響度が大きいと見込まれる事業所等を選定し、事業所訪問や電話による利用勧奨を実施する。 ・ 外部団体が主催する「健康フェア」等のイベントを来場契機とする特定保健指導を実施する。 ・ 特定保健指導対象者向けの「運動セミナー」を企画実施する。 ii) 特定保健指導の質の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第4期特定健診・特定保健指導において、成果を重視した特定保健指導を推進するため、協会における運用、効果的な保健指導において、スキ 	<p>③特定保健指導実施率及び質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 特定保健指導実施率の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部委託の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して実施できるよう、健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。 ・ アウトソースを活用して、効率的な特定保健指導案内を行う。 ・ I C Tの活用や休日・夜間の保健指導利用等の体制を引き続き構築し、特定保健指導利用者の利便性の向上を図る。 ・ 「健診・保健指導カルテ」等の活用により、実施率への影響度が大きいと見込まれる事業所等を選定し、事業所訪問や電話による利用勧奨を実施する。 ・ 外部団体が主催する「健康フェア」等のイベントを来場契機とする特定保健指導を実施する。 ii) 特定保健指導の質の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第4期特定健診・特定保健指導において、成果を重視した特定保健指導を推進するため、協会における運用、効果的な保健指導において、スキ

<p>ル習得に向けて実施される研修を受講する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リバウンド防止対策として、特定保健指導評価終了後、次年度の健診までに体重が増えてしまうことを防ぐことを目的に、次回健診1～2か月前に、体重コントロールを促すことを啓発するリーフレットを送付する。 <p>【重要度：高】</p> <p>特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定保健指導の対象者が少ないと加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 被保険者（特定保健指導対象者数：18,046人） <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導 実施率 25.0%（実施見込者数：4,512人） ■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：954人） <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導 実施率 36.0%（実施見込者数：344人） ■ KPI：1) 被保険者の特定保健指導実施率を 25.0%以上とする 2) 被扶養者の特定保健指導実施率を 36.0%以上とする 	<p>ル習得に向けて実施される研修を受講する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リバウンド防止対策として、特定保健指導評価終了後、次年度の健診までに体重が増えてしまうことを防ぐことを目的に、次回健診1～2か月前に、体重コントロールを促すことを啓発するリーフレットを送付する。 <p>【重要度：高】</p> <p>特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定保健指導の対象者が少ないと加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 被保険者（特定保健指導対象者数：17,538人） <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導 実施率 22.5%（実施見込者数：3,950人） ■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：907人） <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導 実施率 34.9%（実施見込者数：317人） ■ KPI：1) 被保険者の特定保健指導実施率を 22.5%以上とする 2) 被扶養者の特定保健指導実施率を 35.9%以上とする
---	---

④重症化予防対策の推進

- ・未治療者に対する受診勧奨を実施する。なお、現役世代の循環器疾患の重症化予防対策として、高血圧・高血糖・LDLコレステロール値に着目した受診勧奨を実施する。
- ・文書・電話による二次勧奨を実施する。
- ・特定保健指導対象者と併せて、事業所訪問時に面談による受診勧奨を実施する。
- ・胸部エックス線検査において要精密検査・要治療と判断されながら医療機関への受診が確認できない者に対する受診勧奨を実施する。
- ・血圧高値者に対する早期受診勧奨対策として、健診機関へ受診勧奨の協力依頼を行う。
- ・公募のうえ、医師または看護師による健診当日に対面の受診勧奨を実施する。
- ・被保険者各々が適切な血圧管理をすることを目的に、家庭血圧測定の普及啓発を行う。
- ・糖尿病性腎症に係る重症化予防対策として、未治療者勧奨およびかかりつけ医と連携した保健指導を実施する。

【重要度：高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から重要度が高い。

- KPI：血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合（※）を対前年度以上とする

④重症化予防対策の推進

- ・未治療者に対する受診勧奨を実施する。なお、現役世代の循環器疾患の重症化予防対策として、高血圧・高血糖・LDLコレステロール値に着目した受診勧奨を実施する。
- ・文書・電話による二次勧奨を実施する。
- ・特定保健指導対象者と併せて、事業所訪問時に面談による受診勧奨を実施する。
- ・胸部エックス線検査において要精密検査・要治療と判断されながら医療機関への受診が確認できない者に対する受診勧奨を新たに実施する。
- ・血圧高値者に対する早期受診勧奨対策として、健診機関へ受診勧奨の協力依頼を行う。
- ・公募のうえ、医師または看護師による健診当日に対面の受診勧奨を実施する。
- ・被保険者各々が適切な血圧管理をすることを目的に、家庭血圧測定の普及啓発を行う。
- ・糖尿病性腎症に係る重症化予防対策として、未治療者勧奨およびかかりつけ医と連携した保健指導を実施する。

【重要度：高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から重要度が高い。

- KPI：血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合（※）を対前年度以上とする

<p>(※) 胸部エックス線検査に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く</p>	<p>(※) 令和7年度から開始する胸部エックス線検査に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く</p>
<p>⑤コラボヘルスの推進</p> <p>i) 健康宣言事業所の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所への文書・電話及び訪問勧奨等を実施し、健康宣言事業である「わかやま健康づくりチャレンジ運動」登録事業所数を拡大する。 生命保険会社等協力事業者と連携した「わかやま健康づくりチャレンジ運動」登録事業所勧奨を実施する。 <p>ii) 健康宣言事業所へのサポート体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 「わかやま健康づくりチャレンジ運動」登録事業所に対し、取り組みレポートの提供、測定器の貸し出し、健康教室等、各種健康づくりサポートを実施し、フォローアップを実施する。 県の「わかやま健康推進事業所認定制度」に認定される事業所数を拡大する。(令和8年度目標：430件以上) 和歌山県、県内経済団体と連携した健康経営セミナーを開催し健康づくりに取り組む事業所を拡大する。 国の「健康経営優良法人認定制度」認定事業所数を拡大する。 (令和8年度目標：中小規模法人部門認定数：前年度+10%以上) 事業所カルテを活用した事業所における健康づくりを推進する。また、業態別事業所カルテを活用し、関係団体に健康づくりの働きかけを行う。 <p>iii) メンタルヘルス対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> メンタルヘルス対策について、産業保健総合支援センター等と連携した取組を積極的に推進する。 	<p>⑤コラボヘルスの推進</p> <p>i) 健康宣言事業所の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所への文書・電話及び訪問勧奨等を実施し、健康宣言事業である「わかやま健康づくりチャレンジ運動」登録事業所数を拡大する。 生命保険会社等協力事業者と連携した「わかやま健康づくりチャレンジ運動」登録事業所勧奨を実施する。 <p>ii) 健康宣言事業所へのサポート体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 「わかやま健康づくりチャレンジ運動」登録事業所に対し、取り組みレポートの提供、測定器の貸し出し、健康教室等、各種健康づくりサポートを実施し、フォローアップを実施する。 県の「わかやま健康推進事業所認定制度」に認定される事業所数を拡大する。(令和7年度目標：340件以上) 和歌山県、県内経済団体と連携した健康経営セミナーを開催し健康づくりに取り組む事業所を拡大する。 国の「健康経営優良法人認定制度」認定事業所数を拡大する。 (令和7年度目標：中小規模法人部門認定数：前年度+10%以上) 事業所カルテを活用した事業所における健康づくりを推進する。また、業態別事業所カルテを活用し、関係団体に健康づくりの働きかけを行う。 <p>iii) メンタルヘルス対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> メンタルヘルス対策について、産業保健総合支援センター等と連携した取組を積極的に推進する。

【重要度：高】

超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を15万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

- KPI：健康宣言事業所数を1,160事業所（※）以上とする
(※) 標準化された健康宣言の事業所数

（3）医療費適正化

① 医療資源の適正使用

i) ジェネリック医薬品の使用促進

- ・本部から提供されるデータを活用した使用割合の分析を行い、ジェネリック医薬品使用割合向上への施策や意見発信につなげる。また、ジェネリック医薬品の金額ベースの使用割合向上に向けて、データ分析による課題把握を行った上で更なる使用促進を図る。
- ・「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用して使用割合への影響が大きい医療機関・薬局に対する働きかけや薬局の属性を踏まえたアプローチを実施する。
- ・加入者にジェネリック医薬品について正確に理解いただけるよう、広報等に取り組むとともに、医療機関や地域ごとに策定する医薬品の使用指針であるフォーミュラリについて、データを活用した関係者への働きか

【重要度：高】

超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を15万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

- KPI：健康宣言事業所数を1,040事業所（※）以上とする
(※) 標準化された健康宣言の事業所数及び
今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数

（3）医療費適正化

② 医療資源の適正使用

i) ジェネリック医薬品の使用促進

- ・本部から提供されるデータを活用した使用割合の分析を行い、ジェネリック医薬品使用割合向上への施策や意見発信につなげる。また、ジェネリック医薬品の金額ベースの使用割合の数値目標が国から示されたことを踏まえつつ、更なる使用促進を図る。
- ・「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用して使用割合への影響が大きい医療機関・薬局に対する働きかけや薬局の属性を踏まえたアプローチを実施する。
- ・加入者にジェネリック医薬品について正確に理解いただけるよう、広報等に取り組むとともに、医療機関や地域ごとに策定する医薬品の使用指針であるフォーミュラリについて、その導入状況等を踏まえ、保険者と

けに取り組む。

- ・ジェネリックカルテ等を活用し、県や関係機関と連携して、医療機関及び薬局関係者への働きかけを実施する。
- ・和歌山県医薬品安全安心使用懇話会において支部の取り組みについて意見発信を実施する。

ii) バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進

- ・国の方針（※1）を踏まえ、バイオシミラーの使用促進を図るため、医療費データをもとに、地域や医療機関別などの複数の分析軸でバイオシミラー使用状況を分析し、その分析結果をもとに医療機関や関係団体への働きかけを行う。

（※1）「2029（令和11）年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上にすることを目指す」

iii) 上手な医療のかかり方

- ・医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、加入者への周知・啓発を図る。

※i)～iii)の取組については、「顔の見える地域ネットワーク」を最大限に活用して事業展開を図る。

【重要度：高】

国の後発医薬品にかかる新目標として、「2029（令和11）年度末までに、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で80%以上とする主目標並びにバイオ後続品に80%以上置き換わった成分数を全体の成分数の60%以上とす

してできる取り組みを推進する。

- ・ジェネリックカルテ等を活用し、県や関係機関と連携して、医療機関及び薬局関係者への働きかけを実施する。
- ・和歌山県医薬品安全安心使用懇話会において支部の取り組みについて意見発信を実施する。

ii) バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進

- ・国の方針（※1）を踏まえ、2024（令和6）年度パイロット事業等を通じた取り組み方法を実施する。

（※1）「2029（令和11）年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上にすることを目指す」

iii) 上手な医療のかかり方

- ・医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、加入者への周知・啓発を図る。

※i)～iii)の取組については、「顔の見える地域ネットワーク」を最大限に活用して事業展開を図る。

【重要度：高】

国の後発医薬品にかかる新目標として、「2029（令和11）年度末までに、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で80%以上とする主目標並びにバイオ後続品に80%以上置き換わった成分数を全体の成分数の60%以上とす

る副次目標及び後発医薬品の金額シェアを65%以上とする副次目標」が定められており、協会としてジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進の取組を進めることは、国の目標達成に寄与するものであることから、重要度が高い。

また、上手な医療のかかり方を啓発することは、患者の金銭的な負担、時間的な負担、体力的な負担が軽減されるほか、医療機関、医療従事者への負担も軽減され、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することから、重要度が高い。[経済財政運営と改革の基本方針2025](#)で「医薬品の適正使用や後発医薬品の使用促進のみならず、医療費適正化の観点から、地域フォーミュラリを普及する」ことが明記されたことから、フォーミュラリの取組を進めることは重要度が高い。

【困難度：高】

ほぼすべての支部でジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）が80%を超えており、すでに非常に高い使用割合となっていることから、この水準を維持し、対前年度以上の使用割合とするためには、一層の努力が必要となる。また、国の副次目標で金額ベースの数値目標が新たに設定されたが、金額ベースの目標達成に向けては単に数量シェアを伸ばすだけではなく、データ分析の上、効果的なアプローチの検討が必要となる。さらに、バイオシミラーは、その特性や使用状況、開発状況や国民への認知度等がジェネリック医薬品とは大きく異なるため、バイオシミラー特有の事情を踏まえた使用促進策を検討し実施する必要があるとともに、医療関係者に働きかける際には、ジェネリック医薬品以上に医薬品の専門的な知識が必要となる。加えて、ジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進については、医薬品の供給不安など協会の努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。

- KPI：ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※）を年度末時点で対前年度以上とする
(※) 医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする

る副次目標及び後発医薬品の金額シェアを65%以上とする副次目標」が定められており、協会としてジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進の取組を進めることは、国の目標達成に寄与するものであることから、重要度が高い。

また、上手な医療のかかり方を啓発することは、患者の金銭的な負担、時間的な負担、体力的な負担が軽減されるほか、医療機関、医療従事者への負担も軽減され、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することから、重要度が高い。

【困難度：高】

ほぼすべての支部でジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）が80%を超えており、すでに非常に高い使用割合となっていることから、この水準を維持し、対前年度以上の使用割合とするためには、一層の努力が必要となる。また、国の副次目標で金額ベースの数値目標が新たに設定されたが、金額ベースの目標達成に向けては単に数量シェアを伸ばすだけではなく、データ分析の上、効果的なアプローチの検討が必要となる。さらに、バイオシミラーは、その特性や使用状況、開発状況や国民への認知度等がジェネリック医薬品とは大きく異なるため、バイオシミラー特有の事情を踏まえた使用促進策を検討し実施する必要があるとともに、医療関係者に働きかける際には、ジェネリック医薬品以上に医薬品の専門的な知識が必要となる。加えて、ジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進については、医薬品の供給不安など協会の努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。

- KPI：1) ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※）を年度末時点で対前年度以上とする
(※) 医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする

<p>②地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会、健康増進計画に基づく健康づくりに関する都道府県の会議や医療費適正化に関する都道府県の会議において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 ・都道府県において策定される新たな地域医療構想については、医療機関機能や外来医療、在宅医療、介護との連携等の検討事項に関して、保険者協議会を中心とした保険者間で連携し、地域医療構想調整会議において意見発信を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。</p> <p>③インセンティブ制度の実施及び検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2021（令和3）年度に結論を得た見直し後のインセンティブ制度について、着実に実施するとともに、加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう周知広報を行う ・インセンティブ制度の支部実施結果を分かりやすく、加入者及び事業主 	<p>2) バイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係者への働きかけを実施する。</p> <p>②地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会、健康づくりや医療費適正化に関する都道府県の会議において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。</p> <p>③インセンティブ制度の実施及び検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2021（令和3）年度に結論を得た見直し後のインセンティブ制度について、着実に実施するとともに、加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう周知広報を行う ・インセンティブ制度の支部実施結果を分かりやすく、加入者及び事業主
--	--

に周知広報を行う。

（4）広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進

- ・広報テーマに応じて本部において準備された各種広報ツールを活用するとともに、地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報を行う。
 - ・「広報基本方針」に基づき本部にて策定された広報計画に沿って支部の広報計画を策定し、加入者・事業主目線で分かりやすく、アクセスしやすい広報を実施する。
 - ・コミュニケーションロゴやタグライン（協会の役割や事業の特徴を効果的に発信するための短いフレーズ）を使用し、「協会けんぽ」の認知度向上やSDGsに資する活動を含めた協会の社会的役割の理解促進に取り組む。
 - ・加入者へ直接届けることができる媒体であるSNS（LINE）やけんぽアプリ、メールマガジンの活用に取り組む。
 - ・健康保険委員の委嘱拡大に取り組むとともに、健康保険委員活動の活性化を図るため、従業員の健康づくり等について研修会や広報誌等を通じて情報提供を行い、また、健康保険委員表彰を実施する。
- KPI：1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を66.4%以上とする
2) SNS（LINE公式アカウント）を運用し、毎月2回以上情報発信を行う
3) 健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする

に周知広報を行う。

（4）広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進

- ・広報テーマに応じて本部において準備された各種広報ツールを活用するとともに、地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報を行う。
 - ・「広報基本方針」に基づき本部にて策定された広報計画に沿って支部の広報計画を策定し、加入者・事業主目線で分かりやすく、アクセスしやすい広報を実施する。
 - ・健康保険委員について、委嘱拡大に取り組むとともに、健康保険委員活動の活性化を図るため、従業員の健康づくり等について研修会や広報誌等を通じて情報提供を行い、また、健康保険委員表彰を実施する。
- KPI：1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を65.5%以上とする
2) SNS（LINE公式アカウント）を運用し、毎月情報発信を行う
3) 健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする

3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備

(1) 人事評価制度の適正な運用

- ・人事評価制度の運用を通じて、日々業務管理や業務指導を行い、組織目標の達成及び職責に応じた人材育成を図る。
また、公平な評価を行い、評価結果を適正に処遇に反映させることにより、実績や能力本位の人事を推進する。

(2) 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成

- ・保険者機能を一層発揮するため、OJTを中心とし、各種研修・自己啓発(Off-JT)を効果的に組み合わせた人材育成を行う。

(3) 支部業績評価の向上

- ・支部業績評価を検証し、支部課題への対策を検討・実践することで、支部の業績向上を図る。

(4) 内部統制の強化

①リスク管理

- ・大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティインシデントへの対応など、各種規程・マニュアルに基づき、リスク管理を実施する。また、自主点検や職員研修、避難訓練を実施し、全支部体制でリスク管理を徹底する。
- ・リスクの発生の抑制及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図るために、業務遂行の阻害となるリスクの網羅的な洗い出し、分析、評価、対策の検討等の取組を進める。

②コンプライアンスの徹底

3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備

(1) 人事評価制度の適正な運用

- ・人事評価制度の運用を通じて、日々業務管理や業務指導を行い、組織目標の達成及び職責に応じた人材育成を図る。
また、公平な評価を行い、評価結果を適正に処遇に反映させることにより、実績や能力本位の人事を推進する。

(2) 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成

- ・保険者機能を一層発揮するため、OJTを中心とし、各種研修・自己啓発(Off-JT)を効果的に組み合わせた人材育成を行う。

(3) 支部業績評価の向上

- ・支部業績評価を検証し、支部課題への対策を検討・実践することで、支部の業績向上を図る。

(4) 内部統制の強化

①リスク管理

- ・大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティインシデントへの対応など、各種規程・マニュアルに基づき、リスク管理を実施する。また、自主点検や職員研修、避難訓練を実施し、全支部体制でリスク管理を徹底する。

②コンプライアンスの徹底

- ・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修や定期的なリスク管理委員会の開催等を通じてその徹底を図る。

（5）費用対効果を踏まえたコスト削減等

①調達

- ・経費削減の施策として、入札の競争性を高めるため、公告後の声掛け及び日数に余裕を持たせた公告期間・納期を設定し、一者応札の削減に取り組む。また、一者応札となった入札案件については、事業者へヒアリング等実施し次回の調達改善につなげる。
- ・少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。

②「和歌山支部経費節減マニュアル」の周知実行

- ・「マニュアル」については、実効性を持たせるため職員に周知を行い、経費削減意識の向上を図る。

■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、
15%以下とする

- ・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修やコンプライアンス委員会の開催等を通じてその徹底を図る。

（5）費用対効果を踏まえたコスト削減等

①調達

- ・経費削減の施策として、入札の競争性を高めるため、公告後の声掛け及び日数に余裕を持たせた公告期間・納期を設定し、一者応札の削減に取り組む。また、一者応札となった入札案件については、事業者へヒアリング等実施し次回の調達改善につなげる。
- ・少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。

②「和歌山支部経費節減マニュアル」の周知実行

- ・「マニュアル」については、実効性を持たせるため職員に周知を行い、経費削減意識の向上を図る。

■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、
15%以下とする